

吉川市告示第72号

吉川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月16日

吉川市長 中原恵人

吉川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業（第2条）

第3章 第1号事業支給費及び包括的支援事業等（第3条—第6条）

第4章 高額介護予防サービス費相当費（第7条—第9条）

第5章 指定事業者

第1節 指定（第10条—第12条）

第2節 第1号事業の基準

第1款 総則（第13条・第14条）

第2款 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの基準（第16条）

第3款 訪問型短期集中サービスの基準

第1目 基本方針（第16条）

第2目 人員に関する基準（第17条）

第3目 設備に関する基準（第18条）

第4目 運営に関する基準（第19条—第45条）

第5目 介護予防及び日常生活支援のための効果的な支援の方法に関する基準（第46条・
第47条）

第4款 通所型短期集中サービスの基準

第1目 基本方針（第48条）

第2目 人員に関する基準（第49条・第50条）

第3目 設備に関する基準（第51条）

第4目 運営に関する基準（第52条—第60条）

第5目 介護予防及び日常生活支援のための効果的な支援の方法に関する基準（第61条—
第64条）

第3節 指定の更新等（第65条—第68条）

第6章 補則（第69条）

附則

第1章 総則

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び吉川市介護福祉総合条例施行規則（平成12年吉川市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業

第2条 市は、法第115条の45第1項第2号に掲げる事業として、入浴、排せつ、食事等の日常生活に支障がある状態とならないようにするために市民自らが取り組む活動（以下「介護予防活動」という。）の普及、啓発並びに地域における育成及び支援を行う。

第3章 第1号事業支給費及び包括的支援事業等

（訪問型短期集中サービス及び通所型短期集中サービスに要する費用の額の算定に関する基準）

第3条 省令第140条の63の2第1項第3号イの規定により市が定める基準は、規則第427条の3第1号イに掲げる事業（以下「訪問型短期集中サービス」という。）及び同条第2号イに掲げる事業（以下「通所型短期集中サービス」という。）に要する費用の額を、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める市の地域区分における訪問リハビリテーション又は通所介護の割合及び次の各号に掲げる区分に応じそれぞれに定める単位数を乗じて算定することとする。

- (1) 提供開始の日から1か月の間に提供される訪問型短期集中サービスに要する費用 1回当たり
60分につき1,106単位
- (2) 前号に該当しない訪問型短期集中サービスに要する費用 1回当たり40分につき804単位
- (3) 通所型短期集中サービスに要する費用 1回当たり60分につき158単位

2 前項の規定の規定により算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 省令第140条の63の2第1項第3号イの規定により市が定める割合は、100分の90（訪問型短期集中サービス又は通所型短期集中サービスがあった日の属する年の前年（当該訪問型短期集中サービス又は通所型短期集中サービスのあった日の属する日が1月から7月までの場合にあって

ては、前々年)の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(当該額が零を下回る場合には零とする。第7条第1項において「合計所得金額」という。)が政令第29条の2に規定する額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80。次条において同じ。)とする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第4条 居宅要支援被保険者等が同一の月において受ける法第55条第1項に規定する介護予防サービス(以下「介護予防サービス」という。)及び地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型介護予防サービス」という。)並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「第1号訪問事業」という。)及び同号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)につき支給する介護予防サービス費の額の総額、地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び第1号事業支給費の額の総額の合計額は、居宅要支援被保険者等が受ける介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業及び第1号通所事業について算定される単位数の合計が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに定める単位数に至るまで居宅要支援被保険者等が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業及び第1号通所事業を受けることができる額の100分の90に相当する額を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者等が医療機関からの退院直後で集中的に介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第1号訪問事業又は第1号通所事業を利用することが自立支援につながると認められる場合等、市長が必要と認めた場合の同項の適用については、同項中「第2号イ」とあるのは、「第2号ロ」とする。

(第1号事業支給費の審査及び支払)

第5条 市は、省令第115条の45の3第3項の規定により同条第2項に規定する第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)を同条第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)に支払うものとする。

2 市は、省令第115条の45の3第6項の規定により同条第5項の規定による審査及び支払を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託するものとする。

(包括的支援事業等の審査及び支払)

第6条 市は、省令第115条の47第6項の規定により同項の審査及び支払を連合会に委託するものとする。

第4章 高額介護予防サービス費相当費

(高額介護予防サービス費相当費の支給)

第7条 市は、政令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合計額並びに当該利用者負担世帯合計額を算定した世帯に属する居宅要支援被保険者等が当該利用者負担世帯合計額に係る月に受けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の合計額として省令第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イ並びに第3条の規定により算定した額に90分の100（第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった日の属する年の前年（当該第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった日の属する日が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が政令第29条の2に規定する金額以上である居宅要支援被保険者等（次項第1号において「特定居宅要支援被保険者等」という。）である場合にあつては、80分の100。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額から、法第51条第1項の規定により支給される高額介護サービス費又は法第61条第1項の規定により支給される高額介護予防サービス費の額及び当該第1号訪問事業又は第1号通所事業につき法第115条の45の3第1項の規定により支給される第1号事業支給費の額の合計額を控除した額（以下「利用者負担世帯合計相当額」という。）が、37,200円を超えるときは、当該月に当該第1号訪問事業又は第1号通所事業を受けた居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当費を支給する。

2 高額介護予防サービス費相当費の額は、利用者負担世帯合計相当額から37,200円を控除して得た額に、居宅要支援被保険者等が当該月に受けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る次に掲げる額（以下「居宅要支援被保険者等利用者負担合算額」という。）の合計額を利用者負担世帯合計相当額で除して得た率を乗じて得た額（円未満の端数が生じた場合にあつては、端数を切り捨てた額）とする。

(1) 居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費合計額に90分の10（特定居宅要支援被保険者等である場合にあつては、80分の10）を乗じて得た額

(2) 居宅要支援被保険者等が次に掲げる給付が行われるべき第1号訪問事業又は第1号通所事業（以下この号及び次項において「特定給付対象第1号事業」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象第1号事業（第1号事業支給費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者等がなお負担すべき額

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給

- イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項第1号又は第2項第1号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第5項から第7項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給
 - ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
 - エ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
 - カ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の規定による医療費の支給
 - キ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）第4条第1号の医療費の支給
 - ク 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給
 - ケ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
 - コ アからケまでに掲げる給付に準ずるものとして市長が定める給付
- 3 居宅要支援被保険者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合において、当該居宅要支援被保険者等が同一の月に受けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の合計額として省令第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イ並びに第3条の規定により算定した額に90分の100を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費相当費として当該居宅要支援被保険者等に支給する。
- 4 第1項及び第2項の場合において、居宅要支援被保険者等の属する世帯に属する第1号被保険者のいずれかの第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月の属する年の前年（第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第1号に掲げる額（当該第1号訪問事業又は第1号通所事業のあ

った月の属する年の前年の12月31日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する19歳未満の者で同年の合計所得金額が380,000円以下であるもの(第2号において「控除対象者」という。)を有する者にあつては、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額)が1,450,000円以上であるときは、第1項及び第2項中「37,200円」とあるのは、「44,400円」とする。

(1) 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。)の合計額

から地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定による控除をした後の金額

(2) 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の12月31日において16歳未満の控除対象者の数を330,000円に乗じて得た額及び同日において16歳以上の控除対象者の数を120,000円に乗じて得た額の合計額

5 前項の規定は、居宅要支援被保険者等の属する世帯に属する全ての第1号被保険者について、当該第1号被保険者に係る第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月の属する年の前年における所得税法（昭和40年法律第33号）第36条第1項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第30条第2項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額及び同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。第97条の2において同じ。）の計算上用いられる所得税法第2編第2章第2節第1款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額が5,120,000円（当該世帯に属する第1号被保険者が1人である場合にあっては、3,830,000円）に満たない場合には、適用しない。

6 第1項及び第2項の場合において、居宅要支援被保険者等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「37,200円」とあるのは、「24,600円」とする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月の属する年度（第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月が4月から7月までの場合にあって

は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第8項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第1号訪問事業又は第1号通所事業があった月において要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、第1項及び第2項中「37,200円」とあるのを「24,600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

7 第1項及び第2項の場合において、居宅要支援被保険者等の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が第1号訪問事業又は第1号通所事業があった月において要保護者である者であって、これらの規定中「37,200円」とあるのを「15,000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第1項及び第2項中「37,200円」とあるのは、「15,000円」とする。

8 居宅要支援被保険者等(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月の属する年の前年(第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月の属する年の前年(当該第1号訪問事業又は第1号通所事業のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額の合計額が800,000円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者等が同一の月に受けた第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る居宅要支援被保険者等利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額が、第6項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者等に対して支給されるべき高額介護予防サービス費相当費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者等に対して支給される高額介護予防サービス費相当費の額は、第6項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者等利用者負担合算額から15,000円を控除して得た額とする。

9 居宅要支援被保険者等が指定事業者について次に掲げる給付が行われるべき第1号訪問事業又は

第1号通所事業を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者等が指定事業者について居宅要支援被保険者等を受けた場合において、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費合計額に90分の10（特定居宅要支援被保険者等である場合にあっては、80分の10）を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市は、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業に要した費用のうち第3項の規定による高額介護予防サービス費相当費として居宅要支援被保険者等に支給すべき額に相当する額を当該指定事業者を支払うものとする。

(1) 第2項第2号ア、ウ、オ、カ、ク又はケに掲げる給付

(2) 前号に掲げる給付に準ずるものとして市長が定める給付

10 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し、第3項の規定による高額介護予防サービス費相当費の支給があったものとみなす。

(高額介護予防サービス費相当費の支給の申請)

第8条 高額介護予防サービス費相当費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、高額介護予防サービス費相当費支給申請書（様式第1号。以下この条及び次条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 居宅要支援被保険者等は、前条第2項第2号各号に掲げる給付の適用がある第1号訪問事業又は第1号通所事業を受けた場合にあっては、申請書に当該給付の額に係る証拠書類を添付しなければならない。

3 支給を受けようとする高額介護予防サービス費相当費が、前条第6項、第7項又は第8項の規定によるものであるときは、申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認できると認められる場合は、この限りでない。

(高額介護予防サービス費相当費の支給等の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を高額介護予防サービス費相当費支給決定・申請棄却通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

第5章 指定事業者

第1節 指定

(指定事業者の指定)

第10条 省令第140条の63の5第1項本文及び第2項本文の申請書は、指定申請書（様式第3号）とする。

2 省令第140条の63の5第1項第13号及び第2項第2号の誓約書の様式は、別に市長が定める。

3 市長は、省令第140条の63の5第1項本文及び第2項本文並びに第1項の規定により指定申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を指定・申請棄却通知書（様式第4号）により当該指定申請書を提出した者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の規定による審査において、省令第140条の63の6の規定により市が定める基準に適合する場合であっても、法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）をすることにより市の第1号訪問事業又は第1号通所事業の供給量を超過するときその他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるときは、指定事業者の指定をしないことができる。

5 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（受けたものとみなされる指定の取扱い）

第11条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条本文の規定により受けたものとみなされる次の各号に掲げる指定は、当該各号に定める事業に係るものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業に係る指定事業者の指定 規則第427条の3第1号アに掲げる第1号訪問事業（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）

(2) 法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業に係る指定事業者の指定 規則第427条の3第2号アに掲げる第1号通所事業（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）

（指定事業者の指定の特例）

第12条 病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）について、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による保険医療機関の指定があったとき（同法第69条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係る指定事業者の指定があったものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、次の事項を記載した申出書を市長に提出したとき又はその指定の時前に法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消されているときは、この限りでない。

(1) 当該申出に係る病院等の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

(2) 当該申出に係る介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスの別

(3) 前号の介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスについて指定事業者の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第41条第1項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第80条の規定による保険医療機関の指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第2節 第1号事業の基準

第1款 総則

(趣旨)

第13条 省令第140条の63の6の規定により市が定める法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の基準は、この節に定めるところによる。

(一般原則)

第14条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った第1号事業の提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の第1号事業を実施する者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定密着型介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2款 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの基準

第15条 省令第140条の63の6の規定により市が定める介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係る基準は、同条第1号イに定める旧指定介護予防サービス等基準（以下この条において「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準とする。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第3款 訪問型短期集中サービスの基準

第1目 基本方針

第16条 訪問型短期集中サービスを行う指定事業者（以下「指定訪問型短期集中サービス事業者」という。）が指定第1号事業（居宅要支援被保険者等が指定事業者から当該指定事業者の指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。以下同じ。）に該当する訪問型短期集中サービス（以下「指定訪問型短期集中サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において日常生活及び社会参加ができるよう、利用者の居宅において、3月（3月の期間を延

長することにより目的を達せられると見込まれる場合にあっては、6月)の範囲において集中的に理学療法、作業療法その他のリハビリテーション、相談、指導等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復及び社会参加の促進を目的として実施しなければならない。

第2目 人員に関する基準

第17条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所ごとに、指定訪問型短期集中サービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この款において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者が指定介護訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定訪問型短期集中サービスの事業と指定介護訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定介護訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する人員に関する基準を満たすこと（指定介護予防サービス等基準第79条第2項の規定により満たしているものとみなされる場合を含む。）をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3目 設備に関する基準

第18条 指定訪問型短期集中サービス事業所は、病院又は診療所であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問型短期集中サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者が指定訪問リハビリテーション事業者又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型短期集中サービスの事業と指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第77条第1項に規定する設備に関する基準を満たすこと（指定介護予防サービス等基準第79条第2項の規定により満たされ

ているとみなされる場合を含む。)をもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第19条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第35条に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型短期集中サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 指定訪問型短期集中サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型短期集中サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型短期集中サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型短期集中サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問型短期集中サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型短期集中サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問型短期集中サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第20条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型短期集中サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第21条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、当該訪問型短期集中サービス事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型短期集中サービスを提供することが困難であると認めた場合は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型短期集中サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第22条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）様式第2に掲げるいずれかへの該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第23条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供の開始に際し、

要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は厚生労働大臣が定める基準様式1の質問事項への回答（以下この条において「申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は規則第427条の3第3号に規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第24条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供に当たっては、利用者に係る当該地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議相当会議（担当職員が法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）又は省令第140条の62の5第3項の居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成のために介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの原案に位置付けた第1号事業（当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの対象が居宅要支援被保険者の場合にあつては、介護予防サービスを含む。）の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第25条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び地域包括支援センターに対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第26条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供の開始に際し、省令第83条の9各号及び次の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族

に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(1) 当該居宅要支援被保険者等が規則第427条の6の規定により介護予防ケアマネジメントを受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該指定訪問型短期集中サービスが当該介護予防ケアマネジメントに係る介護予防ケアプランの対象となっているとき。

(2) 当該居宅要支援被保険者等が当該指定訪問型短期集中サービスを含む第1号事業の利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ているときであって、市長が当該計画を適当と認めたとき。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第27条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（前条第2号に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った指定訪問型短期集中サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更の援助)

第28条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第29条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第30条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスを提供した際には、当該指定訪問型短期集中サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型短期集中サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプラン又はこれらに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交

付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第31条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。以下同じ。）に該当する指定訪問型短期集中サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型短期集中サービスに係る第3条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定により算定される額（以下「第1号事業費用算定基準額」という。）から当該指定訪問型短期集中サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型短期集中サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問型短期集中サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型短期集中サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型短期集中サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第32条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型短期集中サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型短期集中サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第33条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、訪問型短期集中サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問型短期集中サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態となり、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第34条 指定訪問型短期集中サービス事業所の管理者は、指定訪問型短期集中サービス事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の管理及び指定訪問型短期集中サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問型短期集中サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型短期集中サービス事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に前条及び次条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第35条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型短期集中サービスの利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第36条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型短期集中サービスを提供できるよう、指定訪問型短期集中サービス事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所ごとに、当該指定訪問型短期集中サービス事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問型短期集中サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第37条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第38条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所の見やすい場所に、第35条に規定する重要事項に関する規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第39条 指定訪問型短期集中サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、当該指定訪問型短期集中サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、サービス担当者会議相当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(包括的支援事業受託者に対する利益供与の禁止)

第40条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、法第115条の47第1項の規定により法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業を、法第115条の47第5項の規定により同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の委託を受けた者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第41条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、提供した指定訪問型短期集中サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、提供した指定訪問型短期集中サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め、市の職員からの質問、指定訪問型短期集中サービス事業所、事務所その他指定訪問型短期集中サービスに関係ある場所への立入り、又はその設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利

用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型短期集中サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定訪問型短期集中サービス事業者は、提供した指定訪問型短期集中サービスに係る利用者からの苦情に関して連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問型短期集中サービス事業者は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第42条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型短期集中サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第43条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型短期集中サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型短期集中サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型短期集中サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第45条 指定訪問型短期集中サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型短期集中サービスの提供に関

する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型短期集中サービス計画
- (2) 第31条第2項に規定する具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第34条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5目 介護予防及び日常生活支援のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型短期集中サービスの基本取扱方針)

第46条 指定訪問型短期集中サービスは、利用者の生活機能の維持回復及び社会参加に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型短期集中サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型短期集中サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供に当たり、利用者ができる限り自立した日常生活を営み、社会参加ができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型短期集中サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型短期集中サービス事業者は、指定訪問型短期集中サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型短期集中サービスの具体的取扱方針)

第47条 指定訪問型短期集中サービスの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第14条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型短期集中サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型短期集中サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型短期集中サービス計画を作

成すること。

- (3) 訪問型短期集中サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問型短期集中サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問型短期集中サービス計画を作成した際には、当該訪問型短期集中サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定訪問型短期集中サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問型短期集中サービス計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (7) 指定訪問型短期集中サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (8) 指定訪問型短期集中サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、訪問型短期集中サービス計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- (10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問型短期集中サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該訪問型短期集中サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該訪問型短期集中サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を地域包括支援センターに報告すること。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型短期集中サービス計画の変更を行うこと。
- (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する訪問型短期集中サービス計画の変更について準用すること。

第5款 通所型短期集中サービスの基準

第1目 基本方針

第48条 指定第1号事業に該当する通所型短期集中サービス(以下「指定通所型短期集中サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、3月(3月の期間を延長することにより目的を達せられると見込まれる場合にあっては、6月)の範囲において集中的に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の排せつ、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為(以下「生活行為」という。)の改善を図り、もって利用者の生活機能の維持若しくは向上並びに家庭及び社会への参加を目指すものでなければならない。

第2目 人員に関する基準

(従業者の員数)

第49条 指定通所型短期集中サービスの事業を行う指定事業者(以下「指定通所型短期集中サービス事業者」という。)が指定第1号事業に該当する当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この目から第5目までにおいて「通所型短期集中サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型短期集中サービスの提供日ごとに、指定通所型短期集中サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所型短期集中サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所型短期集中サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この款において「看護職員」という。) 指定通所型短期集中サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型短期集中サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所型短期集中サービスの単位ごとに、当該指定通所型短期集中サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所型短期集中サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型短期集中サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定通所型短期集中サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定通所介護予防事業者(指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定通所介護予防事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運

営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所予防介護の利用者。以下この目及び次目において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所型短期集中サービス事業所の利用定員（当該指定通所型短期集中サービス事業所において同時に指定通所型短期集中サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この目から第4目までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型短期集中サービスの単位ごとに、当該指定通所型短期集中サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型短期集中サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所型短期集中サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型短期集中サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所型短期集中サービスの単位は、指定通所型短期集中サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型短期集中サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所型短期集中サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型短期集中サービスの事業と指定通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすこと（指定介護予防サービス等基準第97条第8項の規定により満たされているとみなされる場合を含む。）をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第50条 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型短期集中サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型短期集中サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3目 設備に関する基準

第51条 指定通所型短期集中サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型短期集中サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型短期集中サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型短期集中サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所型短期集中サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型短期集中サービスの事業と指定通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすこと（指定介護予防サービス等基準第99条第4項の規定により満たしているものとみなされる場合を含む。）をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4目 運営に関する基準

(利用料の受領)

第52条 指定通所型短期集中サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型短期集中サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型短期集中サ

ービスに係る第1号事業費用算定基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型短期集中サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型短期集中サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型短期集中サービスに係る第1号事業費用算定基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型短期集中サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型短期集中サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用の額は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額とする。

5 指定通所型短期集中サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第53条 通所型短期集中サービス従業者は、現に指定通所型短期集中サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第54条 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所型短期集中サービスの利用定員

(5) 指定通所型短期集中サービス内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第55条 指定通所型短期集中サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型短期集中サービスを提供できるよう、指定通所型短期集中サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービス事業所ごとに、当該指定通所型短期集中サービス事業所の従業者によって指定通所型短期集中サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所型短期集中サービス事業者は、通所型短期集中サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第56条 指定通所型短期集中サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型短期集中サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第57条 指定通所型短期集中サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第58条 指定通所型短期集中サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型短期集中サービス事業者は、当該指定通所型短期集中サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第59条 指定通所型短期集中サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型短期集中サービス事業者は、利用者に対する指定通所型短期集中サービスの提供に関

する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型短期集中サービス計画

(2) 次条において準用する第30条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第33条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第41条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第60条 第19条から第28条まで、第30条から第34条まで及び第38条から第44条までの規定は、指定通所型短期集中サービスの事業について準用する。この場合において、第19条及び第38条中「第35条」とあるのは「第54条」と、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とあるのは「通所型短期集中サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5目 介護予防及び日常生活のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第61条 指定通所型短期集中サービスは、利用者の生活機能の維持若しくは向上並びに家庭及び社会への参加に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所型短期集中サービス事業者は、自らその提供する指定通所型短期集中サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り生活機能の維持し、若しくは向上させ、並びに家庭及び社会へ参加することができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所型短期集中サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所型短期集中サービス事業者は、指定通所型短期集中サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型短期集中サービスの具体的取扱方針)

第62条 指定通所型短期集中サービスの方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型短期集中サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型短期集中サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型短期集中サービス計画を作成すること。
- (3) 通所型短期集中サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、通所型短期集中サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、通所型短期集中サービス計画を作成した際には、当該通所型短期集中サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定通所型短期集中サービス介護の提供に当たっては、通所型短期集中サービス計画に基づき、利用者が生活機能の維持し、若しくは向上させ、並びに家庭及び社会へ参加するのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定通所型短期集中サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定通所型短期集中サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、通所型短期集中サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該通所型短期集中サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、地域包括支援センターに報告するとともに、当該通所型短期集中サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該通所型短期集中サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を地域包括支援センターに報告すること。

(11) 指定通所型短期集中サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型短期集中サービス計画の変更を行うこと。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用すること。

(指定通所型短期集中サービスの提供に当たっての留意点)

第63条 指定通所型短期集中サービスの提供に当たっては、日常生活上の支援及び機能訓練の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定通所型短期集中サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる事項ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握をいう。）において把握された課題、指定通所型短期集中サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(2) 指定通所型短期集中サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定通所型短期集中サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第64条 指定通所型短期集中サービス事業者事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ

定めておかなければならない。

- 2 指定通所型短期集中サービス事業者事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定通所型短期集中サービス事業者事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所型短期集中サービス事業者事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3節 指定の更新等

(指定事業者の指定の有効期間)

第65条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、指定事業者が、指定居宅サービス事業者（訪問介護又は通所介護に限る。）、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型通所介護に限る。）又は指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に限る。）（以下この条においてこれらを「指定居宅サービス事業等」という。）と指定第1号事業を同一の事業所において一体的に運営する場合において、指定事業者の指定の有効期間の短縮を申し出たときは、当該有効期間を当該一体的に運営する指定居宅サービス事業等の指定の有効期間の満了の日までとする。

- 2 指定事業者の指定は、有効期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 法第115条の45の6第1項の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間、なおその効力を有する。

(指定事業者の指定の変更の届出)

第66条 指定事業者は、指定申請書の記載内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(指定事業者の廃止等の届出)

第67条 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（様

式第6号)により行うものとする。

- 2 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書を市長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し等)

第68条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消・効力停止通知書(様式第7号)により、当該指定事業者に通知しなければならない。

第6章 補則

第69条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)


- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条本文の規定により指定を受けたものとみなされた指定事業者に係る初回の省令第140条の63の7の規定により市が定める期間については、第65条第1項本文中「6年」とあるのは、「この告示の施行の日から平成30年3月31日まで」とする。

(準備行為)

- 3 省令第140条の63の5第1項本文の規定による申請書等の提出並びに第10条第3項の規定による審査及び通知は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第8条、第9条、第66条関係)

高額介護予防サービス費相当費支給申請書(年 月分)

フリガナ				保険者番号		1	1	2	4	3	3		
被保険者氏名				被保険者番号									
住所	〒												
	電話番号												
	氏名			生年月日									
世帯構成	世帯主												
	世帯員												
<p>(宛先)吉川市長</p> <p>上記のとおり、高額介護予防サービス費相当費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名 </p>													

注意・今回の支給以降、高額事業費が支給される場合、申請手続は不要となります。また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。

高額介護予防サービス費相当費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号		
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金			
			2 当座預金			
			3 その他			
	フリガナ					
	口座名義人					

市記入欄

区分	世帯集約 番号	給付制限 状況	備考
			(所得分布の状況を把握)
1 単独		有・無	
2 合算		給付割合	

高額介護予防サービス費相当支給決定・申請棄却通知書

第 号
年 月 日

様

吉川市長



年 月 日に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

本人支払額	円																	
給付の種類																		
支給	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	支給金額	円														
不支給・減額の理由																		

支払方法					
<input type="checkbox"/> 窓口払		<input type="checkbox"/> 口座払			
お持ちいただくもの	・この通知書 ・介護保険被保険者証 ・申請書に使用した印鑑		振込先	金融機関	
	支払場所	年 月 日～ 年 月 日 月曜から金曜 午前 時～午後 時		口座種目	
口座番号					
支払期間				口座名義人	

お問い合わせ先

住所

電話番号

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 審査請求に対する裁決があった後で、更にこの決定に不服があるときは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対し、吉川市(代表者 吉川市長)を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。
- 処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があった後でなければ提起できませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決の前でも訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

受付番号

指定申請書

年 月 日

(宛先) 吉川市長

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名 印

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類		法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ			生年月日
氏 名						
代表者の住所	(郵便番号 —)					
	(ビルの名称等)					
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ					
	名 称					
	事業所の所在地	(郵便番号 —)				
		(ビルの名称等)				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業について		
	介護予防訪問介護相当サービス			指定有効期限	事業所番号	
	介護予防通所介護相当サービス					
所 既 けて 指 いる 定 事業 を受	訪問介護					
	通所介護					
	地域密着型通所介護					
介護保険事業所番号			(既に指定を受けている場合)			
サービスの種類		指定年月日				
記入担当者		記入担当者 連絡先	(電話)	(FAX)		
※今回申請する事業の最初の指定有効期限を同一所在地において行う同種の事業の有効期限に合わせる <input type="checkbox"/> はい (有効期限： 年 月 日) <input type="checkbox"/> いいえ						

備考

- 1 「受付番号」欄及び「事業所所在市町村番号」欄は、記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記載してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

様式第4号（第10条関係）

指定・申請棄却通知書

第 号
年 月 日

様

吉川市長 印

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として、下記のとおり（指定・申請棄却）しましたので、吉川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 事業所番号
- 6 指定の年月日
- 7 サービスの種類
- 8 申請を棄却する理由

（教示）

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、提起することができます。

変更届出書

年 月 日

(宛先)吉川市長

所在地

事業者 名称

印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

		介護保険事業者番号		
指定内容を変更した事業所		名称		
		所在地		
サービスの種類				
変更があった事項		変更の内容		
1	事業所の名称	(変更前)		
2	事業所の所在地、電話番号及びFAX番号			
3	申請者の名称			
4	主たる事務所の所在地			
5	代表者の氏名、住所及び職名			
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。)			
7	事業所の建物の構造、専用区画等			
8	事業所の管理者の氏名及び住所	(変更後)		
9	サービス提供責任者の氏名及び住所			
10	運営規程			
11	利用者の定員			
12	併設施設の状況等			
13	第1号事業支給費の請求に関する事項			
14	役員の氏名及び住所			
変	更	年	月	日
		年	月	日

- 備考 1 該当項目番号に○を付けてください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第6号（第67条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 吉川市長

所在地

事業者 名称 印

代表者氏名

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしますので届け出ます。

	介護保険事業者番号
廃止(休止・再開)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
休止・廃止・再開の別	休止・廃止・再開
休止・廃止・再開する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
現にサービスを受けている者に対する措置 (休止・廃止する場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付し、再開した日から10日以内に届け出てください。様式中、「します」は「しました」、「する」は「した」と読み替えます。事業の廃止又は休止にあつては、廃止又は休止の日の1か月前までに届け出てください。

様式第7号（第68条関係）

指定取消・効力停止通知書

第 号
年 月 日

様

吉川市長

印

介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者について、下記のとおり指定の更新を取り消し、又は指定の全額若しくは一部の効力を停止しましたので、吉川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第68条の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 指定の取消年月日・停止期間
- 6 事業所番号
- 7 サービスの種類
- 8 指定取消・効力停止の理由

（教示）

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、提起することができます。